

町の福祉事業紹介

皆さんが健やかに安心して生活できるよう、町にはさまざまな福祉事業があります。その概要を紹介しますので、利用してください。

母と子
のための福祉



照会先
子育て支援課 ☎85-9595

こんにちは赤ちゃん訪問

赤ちゃんが生まれた全ての家庭に助産師などが訪問し、赤ちゃんの体重測定や授乳、育児や産後の母親の健康状態などについて相談を受けます。

対象 生後4か月になるまでの赤ちゃんとその家族

訪問日 出生連絡票を基に日程調整の連絡をした後、訪問をします。

児童扶養手当

18歳未満（障がいがある場合は20歳）の児童がいる母（父）子家庭で、児童を監督・保護している母（父）、または母（父）に代わり養育している方に対し、手当を支給します。（所得制限あり。また、対象児童が福祉施設などに入所している場合は非該当）

特別児童扶養手当

知能または身体に中程度以上の障がいを持つ児童を監督・保護している父、母または養育している方に対し、手当を支給します。（所得制限あり。また、対象児童が福祉施設などに入所している場合は非該当）

小児慢性特定疾患児の日常生活用具の給付

小児慢性特定疾患医療受診券を持っている方で、在宅での療養が認められる方に対し、日常生活用具を給付します。ただし、他の制度により用具を受給する方は対象外となります。

子育て支援

0歳～未就園の児童とその家族に対し、憩いの場を提供します。

開所日 月～金曜日（祝日などを除く）

場所 仙石原子育て支援センター（仙石原幼児学園内）、湯本子育てサロン（湯本幼児学園内）

開所時間 9時30分～15時30分（12時～13時は閉所）

妊産婦・未熟児への訪問

妊婦健康診査の結果で指導が必要な方や、出生体重2500g未満など体の発育が未熟なまま生まれた赤ちゃんがいる家庭を対象に、保健師や助産師による訪問指導を行います。

妊婦健康診査の助成

妊婦健康診査（14回分）の費用を補助券方式で助成します。補助券は、母子健康手帳交付時に配付します。

対象 住民登録がある妊婦の方

取扱医療機関

県内および御殿場市内の医療機関（横浜市、川崎市、横須賀市内で受診する方は要事前連絡）

妊婦歯科健康診査の助成

妊娠中の歯科健康診査（1回分）の費用の一部を助成します。

対象 住民登録がある妊婦の方
自己負担額 500円（町民税非課税世帯および生活保護世帯は免除）

特別保育

家庭の事情でお子さんを一時的に保育ができなくなった場合や、休日に保育が必要となった場合に保育園で預かります。

一時保育

場所 町立保育園

対象 3歳～就学前の集団保育で過ごすことができる児童

保育料 1時間300円（町内に住民登録がない児童は450円）
※給食費、おやつ代が必要になる場合があります。

休日保育

場所 仙石原幼児学園

対象 町内在住で、3歳～就学前の集団保育で過ごすことができる児童

保育日 日曜日、祝日（12月29日～1月3日を除く）

保育時間・保育料

- ・4時間 1,200円
- ・6時間 1,800円
- ・8時間 2,400円

※おやつ代が必要になる場合があります。

定員 1日20人

放課後児童クラブ

保護者の就労などにより、放課後、児童が帰宅しても保護者がいない家庭のお子さんを預かります。

場所

- ・湯本こどもクラブ（湯本小学校内）
- ・箱根こどもクラブ（箱根の森小学校内）
- ・きんときクラブ（仙石原小学校内）

取扱医療機関 小田原歯科医師会協力医療機関

出産費・育児費の助成

一定の所得階層の世帯の方が出産した場合に助成します。

助成額

- ・町民税非課税世帯 5万円
- ・所得税非課税世帯 3万円

乳幼児・児童の医療費の助成

乳幼児や児童が、病気などで受診した際の医療費の自己負担額を助成します。（所得制限なし）

対象 住民登録がある0歳から中学校卒業までの児童

ひとり親家庭などの医療費の助成

母子家庭などの方が病気等で受診した際の医療費の自己負担額を助成します。（所得制限あり）

対象 母（父）子家庭または祖父母などの養育者家庭

助成期間 児童が満18歳になった日以降の最初の3月31日まで

子育て相談

子育てについての悩みや不安がある方からの相談を受け付けます。

場所 町立保育園・幼稚園、子育て支援課

対象 0歳～就学前の児童の保護者など

※希望する方は、電話などで事前に連絡してください。

児童相談

子育てについて自分自身が不安を抱えているときや、近隣や職場などで「もしや」と虐待の疑いを持ちたり、虐待の事実を発見したりしたときは、子育て支援課に迷わず相談、通告してください。（電話可。秘密厳守）

未熟児などの医療費の助成

体の発達が未熟なまま生まれ、入院を必要とする1歳未満の乳児に対し、その治療に必要な医療費を負担します。

対象 住民登録があり、出生時の体重が2000g以下、または対象となる症状があるため、指定養育医療機関において入院治療が必要な1歳未満の乳児

児童手当

児童を養育する家庭の安定と児童の健全な育成を図るため、児童を養育している方に対し、手当を支給します。

対象 中学校卒業前の児童を養育している方（所得制限あり）

手当額（月額）

- ・3歳未満 1万5,000円
- ・3歳以上・小学校卒業前
第1子・第2子 1万円
第3子以降 1万5,000円
- ・中学生 1万円
- ・所得制限額以上の方 5,000円

高齢者
のための福祉



照会先
健康福祉課 ☎85-7790

地域包括支援センター

高齢者の在宅介護や権利擁護などの総合的な相談窓口として、箱根町社会福祉協議会内に地域包括支援センター（☎85-3002）を開設しています。

高齢者のさまざまな相談に、専門員が支援しますので、相談を希望する方は、直接センターに連絡してください。

介護保険サービス利用者負担の助成

介護保険の要介護または要支援の認定を受けた方が利用する居宅介護サービスおよび施設介護サービス（食費、居住費を除く）と、福祉用具購入または住宅改修に要した利用者負担の一部を助成します。

対象 住民税非課税で老齢福祉年金を受給している方など

助成額 利用者負担の2分の1（居宅サービス費と施設サービス費は、高額サービス費算定基準額の2分の1が限度）

